公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月 24 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年３月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　栗本建設工業株式会社　和氣　勝海　大阪府大阪市中央区瓦町２―４―７　国土交通大臣許可（特―21）第3393号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年３月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月 24 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年３月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大倉　川合　南都子　大阪府大阪市北区天神橋２丁目北２―11　国土交通大臣許可（特―24）第2198号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年３月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月 24 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年４月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ツルミテクノロジーサービス　辻本　　治　大阪府大阪市鶴見区鶴見４―16―40　国土交通大臣許可（般―24）第22528号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月 24 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年４月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　イソライト工業株式会社　塚本　　昇　大阪府大阪市北区中之島３―３―23　国土交通大臣許可（般―23）第14857号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（タイル・レンガ・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年４月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月 24 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年４月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　尚志建設株式会社　大川　洋史　大阪府大阪市中央区東高麗橋３―５　国土交通大臣許可（特―22）第21289号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月 24 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年４月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社清流メンテナンス　生島達之助　大阪府吹田市垂水町３―５―９　国土交通大臣許可（特―24）第14427号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年４月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月 24 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年４月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　辻寅建設株式会社　勝永　孝夫　滋賀県甲賀市水口町本綾野２―16　国土交通大臣許可（特―23）第457号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年４月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月 24 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本エレクトロニックシステムズ株式会社　眞下　欣哉　大阪府大阪市淀川区西中島５―５―15　国土交通大臣許可（般特―20）第17901号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年４月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月 24 日

近畿地方整備局長　谷本　光司